

綾瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、綾瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定するため、綾瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定、効果検証及び改定に関すること。
- (3) その他人口ビジョン及び総合戦略の策定及び進行管理に必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 本部員は、副市長、教育長及び綾瀬市庁議規程(昭和53年綾瀬市訓令第6号)

第4条第2項第2号に規定する部長等をもって組織する。

(本部長の職務)

第4条 本部長は本部を総括する。

2 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名する本部員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 本部に、総合戦略の分野別に専門的な調査、研究及び検討を行う専門部会を置くことができる。

2 専門部会の所掌事項、部会員等は、本部長が別に定める。

(庶務)

第7条 本部及び専門部会の庶務は、総合戦略事務主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織、運営等に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。